

継続的評価分析支援事業実施要綱（案）

第1 事業の目的

市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、平成18年度より、高齢者が要支援・要介護状態となることの予防又はその悪化の防止（以下「介護予防」という。）を目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく予防給付及び老人保健事業の実績を踏まえて再編された地域支援事業（介護予防事業）並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく基本健康診査において実施する生活機能評価（以下「介護予防関連事業」という。）が新たに実施される。

介護予防関連事業は、超高齢社会を迎えるに当たって、活力ある社会を構築していくことを目指して実施されるものであり、その実施効果を適切に検証するとともに、検証結果を踏まえて、より効果的・効率的な事業・サービスへと改善していくことが求められている。

このため、市町村が実施する介護予防関連事業に係る詳細な情報を収集し、厚生労働省においてその効果等を検証するための基礎資料を得るとともに、市町村における介護予防プログラムの評価を支援し、もって、今後、全国におけるより効果的・効率的な事業実施に資することを目的として、継続的評価分析支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

なお、実施市町村は、事業の目的達成のために必要があるときは、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

第3 事業内容

事業内容は、次のとおりとする。なお、3を実施する場合は、必ず1も併せて実施するものとする。

- 1 介護予防関連事業の効果を検証するための情報収集
- 2 特定高齢者の把握・選定方法の妥当性・再現性等を検証するための情報収集
- 3 介護予防関連事業に係る先駆的事業の評価

第4 介護予防関連事業の効果を検証するための情報収集

1 趣 旨

厚生労働省は、本事業において介護予防関連事業の効果を定量的に分析・評価することとしているが、そのためには、介護予防関連事業に関する詳細なデータを、実施

主体である市町村を通じて収集することが必要となる。このため、介護予防関連事業の対象者ごとに、サービスの利用状況、心身機能等に関する詳細な情報を経時的に記録するものとする。

2 実施方法

- ・ 実施市町村は、管内の地域包括支援センターを1カ所選定する。
- ・ 地域包括支援センターは、本事業の実施期間中に当該センターが介護予防ケアマネジメントを実施した全対象者について、厚生労働省が別途配布する専用システムを用いて、サービスの利用状況、心身の状況等に関する情報を経時的に記録する。
- ・ 地域包括支援センターは、当該センターに蓄積された情報のうち、氏名等のプライバシーに関わる情報を除いたものを、専用システムを用いて定期的に厚生労働省に送信し、厚生労働省における介護予防関連事業に関するデータベースの構築に協力する。

第5 特定高齢者の把握・選定方法の妥当性・再現性等を検証するための情報収集

1 趣 旨

特定高齢者の把握・選定方法について、生活機能が低下するおそれのある集団を適確に把握できているか、再現性が確保されているか等の検証を行うため、特定高齢者把握事業や老人保健事業の基本健康診査において実施する生活機能評価の実施状況等に関する基礎資料を収集する。

2 実施方法

- ・ 実施市町村は、厚生労働省が別途定める基準により、調査対象地区を選定する。
- ・ 調査対象地区に居住する高齢者について、原則として全高齢者を対象として、年に1回、心身の状況等に関する調査を実施する。

第6 介護予防関連事業に係る先駆的事業の評価

1 趣 旨

介護予防関連事業の介護予防プログラム等について、より効果的・効率的な手法を確立し、普及定着を図ることを目的として、市町村の先駆的な取組に係る評価・検証を行う。

2 実施方法

- ・ 実施市町村は、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援の6つの介護予防プログラムに関して、地域の実情に応じて介護予防上の効果が見込まれる取組の企画をし、地域支援事業（介護予防事業）として実施する。
- ・ 先駆的な取組について、サービスの利用状況、心身の状況等に関する情報を経時的に記録し、その有効性等を評価・検証する。

第7 事業実施に当たっての留意点

- 1 事業の実施に当たっては、関係団体及び関係機関等と連携・調整を十分に図るものとする。特に、実施市町村は、都道府県に対する情報提供に努め、都道府県が実施する「介護予防市町村支援事業」との連携を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、対象者に対して事業の趣旨、個人情報の取扱い等についての十分な説明を行い、理解を得るように努めることとする。

第8 報告

実施市町村は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

なお、厚生労働省は、報告された実施状況等の分析・評価結果を本事業の実施市町村に提供するものとする。

第9 経費の負担

実施市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働省が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第10 施行期日

この要綱は、平成18年〇月〇日から施行する。

和光市の特定高齢者把握事業

和光市保健福祉部長寿あんしん課

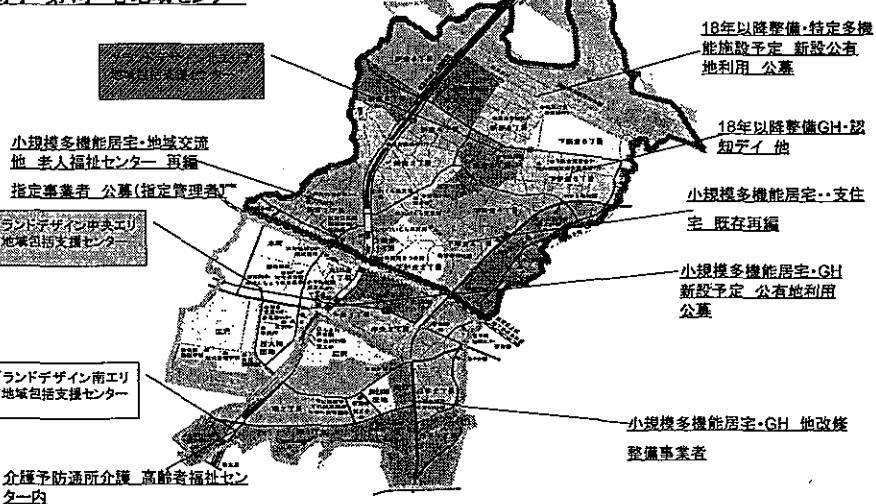
東内京一

和光市長寿あんしんプラン策
定会議資料 拠点

和光市長寿あんしんグランドデザイン (日常生活圏域設定)

地域支援事業スペース

本町小・第4小・各地域センター



特定高齢者把握事業の流れ

1. 被保険者へのスクリーニングの実施
2. ハイリスク高齢者に対する受診勧奨
3. 集団及び個別による基本健診体制
4. エントリー会議(コミュニティケア会議利用)
5. 特定高齢者候補に対する合意形成
6. 個別アセスメント及びプログラム作成(本人同意)
7. 地域支援事業等によるプログラムの実施
8. 評価(モニタリング)

スクリーニングについて

- ・ 保健福祉事業によるスクリーニング調査
- ・ 3年間で被保険者ほぼ全員をカバー
- ・ 郵送と訪問による調査
- ・ 保険料納付還元をアピール
- ・ 転倒、低栄養及び閉じこもり等のリスク把握
- ・ 累積相対度数によるリスクレベルを把握
- ・ 調査票に本人同意のサインを得る
- ・ 介護予防管理システムの情報登録

基本健診への受診勧奨

- ・スクリーニング結果からの個別指導書送付
- ・スクリーニング結果から電話・訪問による受診勧奨と介護予防の重要性を説明
- ・基本健診のスタイルを説明
- ・介護予防サポーター等による介護予防趣旨普及活動が民生委員ルート等につながる

集団・個別の健診スタイル

- ・保健センター等での集団健診は受診勧奨者をメインにしていく(5月に130名受診)
- ・7月から個別検診もスタート
- ・地域性を勘案した個別健診の実施と医師の理解が不可欠
- ・生活機能評価の重要性を関係機関に周知
- ・医師の総合判定のあり方(要医療と廃用)
- ・保健担当所管と介護保険所管の強制的連携

エントリー会議(コミュニティケア会議)

- ・健診等からの医師の総合判定を踏まえた特定高齢者の選定
- ・この段階で担当相談員は候補者に対して訪問し個別アセスメントと説明を行いプログラム案を作成している
- ・地域包括支援センターのオールメンバーと外部の管理栄養士や歯科衛生士等が参加
- ・介護予防プログラムの内容まで検討
- ・プログラム提示の最終合意形成を実施

プログラムメニュー

地域支援事業

- 1把握 特定高齢者把握事業
- 2通所 ふれしゅらいふプログラム(高齢者筋力トレーニング事業等)
- 3通所 ふれしゅらいふプログラム(転倒骨折予防教室含む)(一般・特定)
- 4通所 フットケア事業
- 5通所 うえるかむ事業(特定・一般)
- 6通所 うえるかむ事業(音楽療法)
- 7訪問 栄養改善食の自立(配食等)
- 8訪問 介護予防ヘルプサービス
- 9訪問 介護予防型訪問指導
- 10訪問 口腔ケアステーション・管理栄養ステーション
- 11評価 特定高齢者・一般高齢者施策評価事業
- 12一般 介護予防サポーター講座運営
- 13包括 食の自立支援事業(食関連サービス利用調整)
- 14包括 介護予防ケアマネジメント事業・包括的・継続的マネジメント支援事業
- 15任意 介護給付等費用適正化事業
- 16任意 在宅支援サービス
- 17任意 成年後見人制度利用支援事業
- 18任意 緊急通報事業
- 19任意 住宅環境整備指導事業
- 20任意 高齢者支援住宅管理指導事業

市町村特別給付事業

- 1 食の自立・栄養改善サービス
- 2 紙おむつ等購入費助成
- 3 地域送迎サービス費助成

平成18年度からの展開する

和光市の

- ☆ 地域支援事業
- ☆ 市町村特別給付事業

